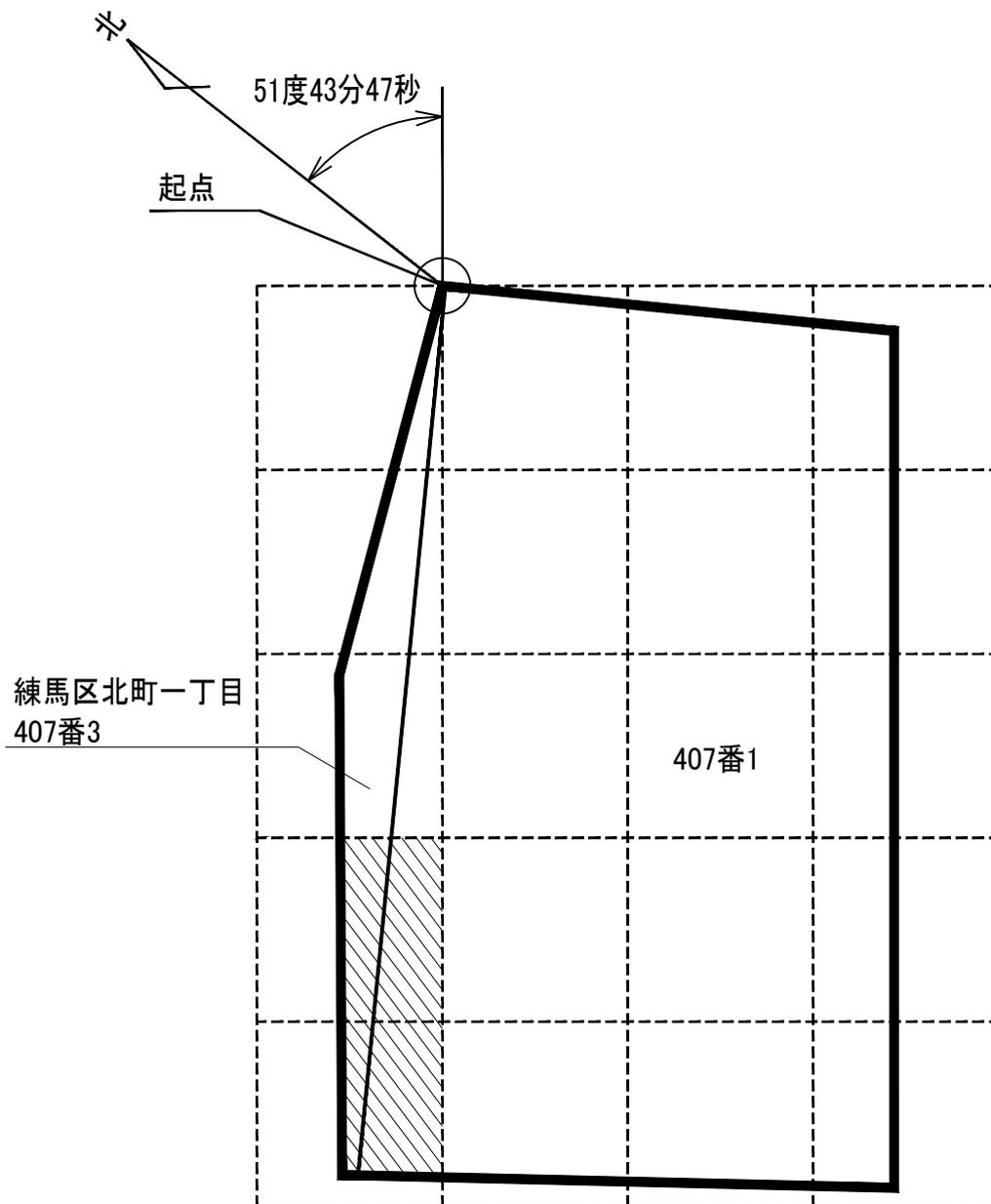


土壌汚染情報公開台帳

(事業場No. KJ-231-089)

整理番号	120-0004	調製年月日・契機	令和4年12月19日		第116条第1項第1号
所在地	練馬区北町一丁目407番1、407番3		(地番)	練馬区北町一丁目10番3号 (住居表示)	
訂正年月日・契機	令和5年3月29日・第116条第4項、令和5年6月8日・第116条第8項、令和6年9月2日・追記等				
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	トヨタモビリティ東京 東武練馬店 (令和4年6月30日廃止)		面積	0 m ² (基準不適合範囲)	1,363.44 m ² (調査範囲)
汚染状況調査の方法に関する特記事項					
当該土地において講じられた健康被害の防止又は周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容			土壌汚染の除去 (掘削除去)		
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)					
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨			表中1の項下欄 (溶出量基準超過かつ周辺で地下水の飲用あり) に該当		
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨					
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨					
備考			令和5年6月2日基準不適合範囲面積変更 (100.28m ² →0m ²)、令和6年9月2日追記等 (訂正契機 等)		
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和4年12月7日	六価クロム化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		アジア航測(株)
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		

地下水の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合又は適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和4年12月7日	—		適合 地下水基準・第二地下水基準		アジア航測(株)
				適合・地下水基準・第二地下水基準		
地下水の汚染状況 (対象地境界)				適合・地下水基準・第二地下水基準		
				適合・地下水基準・第二地下水基準		
土地の措置又は 改変状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の措置又は改変の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	令和5年3月29日 (令和5年4月19日)	令和5年5月10日	土壌汚染の除去(掘削除去)	トヨタモビリティ東京(株)	有・無	浄化等処理施設
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	



【凡例】

- 単位区画
- 筆界線
- 敷地境界
- ▨ 要対策区域

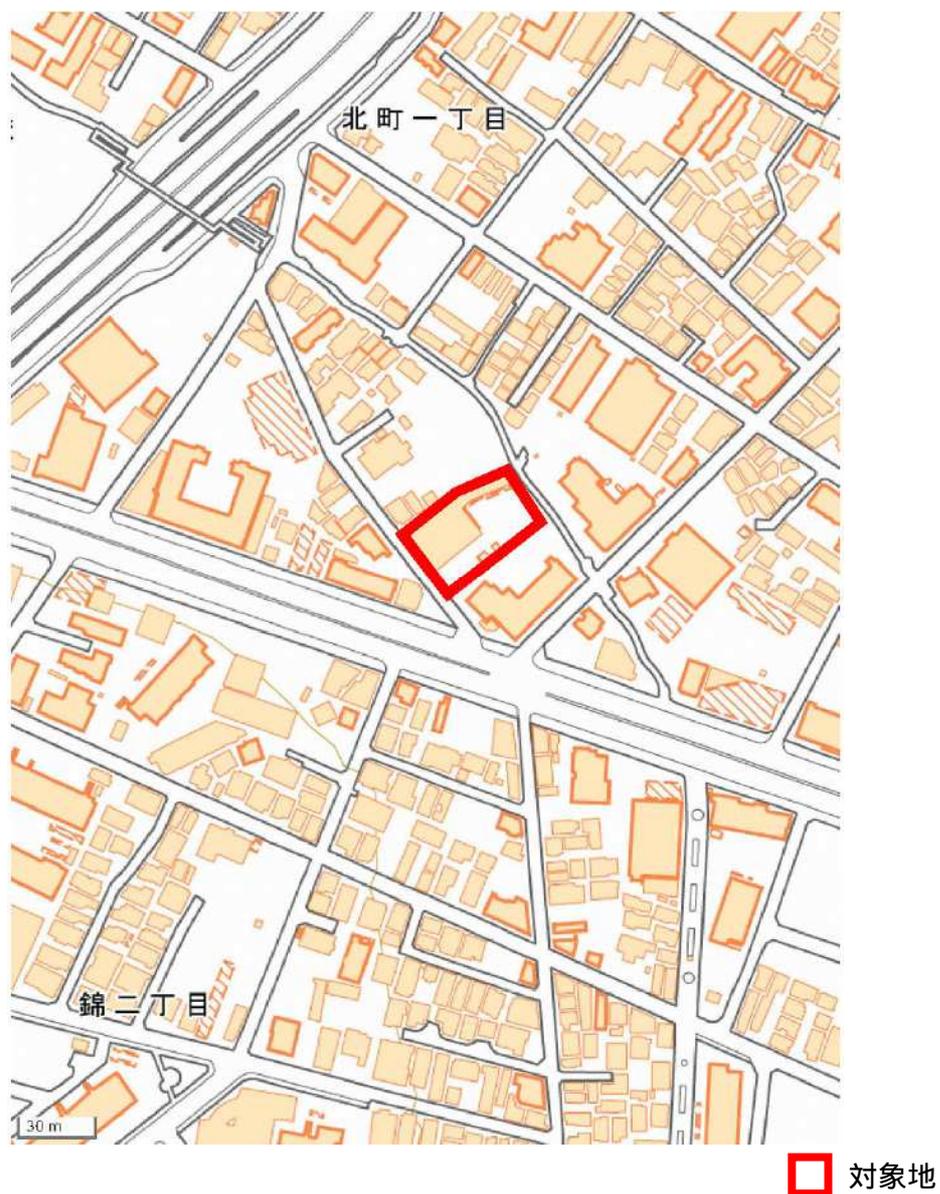
【起点】

起点は、練馬区北町一丁目407番3の最北端とする。

【格子の回転角度(51度43分47秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

調査対象地の周辺の地図



国土地理院より対象地周辺を抜粋（国土地理院「地理院地図」）
調査対象区域位置図

土壤汚染状況調査（特定有害物質使用状況調査）結果報告書

対象とする事業場の土壤汚染状況調査結果（特定有害物質使用状況調査）は下記の通りでした。

1. 調査実施者

アジア航測株式会社

環境・エネルギー技術部 再生可能エネルギープロジェクト課

〒215-0004 神奈川県川崎市麻生区万福寺1-2-2

TEL 044-967-6260

FAX 044-965-0040

環境大臣指定調査機関（指定番号2003-3-2089）

調査実施者 [REDACTED]（技術管理者 第 [REDACTED] 号）

2. 有害物質取扱事業者名・業種

事業者名：トヨタモビリティ東京株式会社 東武練馬店

業 種：自動車整備

事業開始：昭和39年5月

3. 所在地・面積

東京都練馬区北町1-10-3（住所）（添付図面1）

東京都練馬区北町1-407-1, 407-3（地番）

面積：1,363.44m²（登記）

4. 特定有害物質の使用、排出等の状況

事業者への聴き取り調査および現地踏査により使用履歴のある特定有害物質の種類を特定を行った。また、特定有害物質の含有が確認された油脂類等の使用・排出状況等を次ページに示す。

- ・取扱いのある油脂類の一覧を下表に示す。油脂庫で保管される油脂類にほう素が含まるものがあった。
- ・車両整備においてガソリンおよびバッテリーの取扱い履歴が確認された。
- ・板金塗装においては特定有害物質を含む洗浄液の使用が認められた。塗料への特定有害物質の含有の有無は不詳。
- ・その他のヒアリング回答を下表に示す。

【油脂類の取扱い一覧】

種類	品名	特定有害物質の含有
ガソリンエンジンオイル	SN-0W-16(08880-121**)	無し
	SN-0W-20(08880-132**)	無し
	SN-0W-20(08880-127**)	無し
ディーゼルエンジンオイル	DL-1(08883-028**)	ほう素及びその化合物
	DH-2(S0410-182**)	無し
ギヤオイル	ギヤオイルスパー 75W-90(08885-021**)	無し
	MGギヤオイルスペシャルII (80W-140) (08885-092**)	無し
作動油	オートフルードD-II (08886-003**)	無し
	オートフルードタイプT-4(08886-017**)	無し
	パワーステアリングフルード(08886-010**)	無し
LLC	LLC(08889-012**)	無し
	スパー-LLC(08889-010**)	無し
ブレーキフルード	ブレーキフルードDOT3 BF-3(08882-001**)	ほう素及びその化合物
	ブレーキフルードDOT5.1 BF-5(08882-00291)	ほう素及びその化合物

【ヒアリング回答】

車両整備関連施設の位置の変更の履歴	無し
廃棄物の敷地内処理（埋設・焼却）の履歴	無し
盛土等の履歴	無し
PCB廃棄物の取扱い履歴	無し
井戸の設置の有無	無し
その他特記事項	無し

特定有害物質の使用、排出状況等の一覧表

有害物質の種類	ほう素及びその化合物	ほう素及びその化合物	ベンゼン、鉛及びその化合物	鉛及びその化合物	ジクロロメタン
有害物質の含有製品	ブレーキフルード	ディーゼルオイル (DL-1)	ガソリン	バッテリー	スーパー洗浄液
有害物質の含有量	5% (BF-3) 60% (BF-5)	5%	不詳	不詳	77%
使用用途	ブレーキフルード交換	ディーゼルオイル交換	整備車両からの抜き取り	バッテリーの電極	板金塗装用の スプレーガンの洗浄
使用形態	車検整備 (初回3年、以降2年) 整備車両から古いフルードを 容器に抜き取り回収し、新品を 開封後、充填していた	整備車両から古いディーゼルオイル を容器に抜き取り回収し、新品を 開封後、充填していた	整備車両からガソリンを抜き取った 場合にフューエルチェンジャー (容 器) に保管。整備後は車両に戻し ていた	バッテリー交換時、古いバッテリーが 発生	1回/月 スプレーガンの洗浄に使用 塗料室内にてスプレーガンを分解し パーツ皿に入れ、スーパー洗浄液を 使用し、ガンの洗浄。廃液はウエス に含ませ廃棄していた
廃棄方法	廃油タンクに廃棄 (保管) (産業廃棄物: 業者が回収)	廃油タンクに廃棄 (保管) (産業廃棄物: 業者が回収)	無し	産業廃棄物: 業者が回収	塗装工場内廃棄物庫に廃棄 (保管) (産業廃棄物: 業者が回収)
使用場所	整備スペース	整備スペース	整備スペース	整備スペース	板金塗装スペース
使用 (保管) 期間	平成13年9月～現在 (平成13年以前の品番等は不詳 だが類似と推定)	平成13年9月～現在 (平成13年以前の品番等は不詳 だが類似と推定)	平成13年9月～現在 (平成13年以前の品番等は不詳 だが類似と推定)	不詳～現在	不明～平成17年3月
保管場所	油脂庫	油脂庫	油脂庫	整備スペース	油脂庫
保管方法	密閉できる缶で保管	密閉できる缶で保管	密閉できる缶で保管	整備スペース内で所定の場所に保 管	密閉できる缶で保管
月間使用量	45L	35L	—	—	不詳
排水の有無	無し	無し	無し	無し	無し
漏洩・飛散等の 事故履歴	無し	無し	無し	無し	無し
備考					

5. 作業場の構造等

現地踏査により作業場の構造等の把握を行った。

- ・対象事業場の建物は2階建てであり、1階部分は整備スペース、油脂庫・塗料庫、部品庫、板金塗装工場（平成17年利用廃止）などとしての利用であった。なお、2階部分はお客様エリアや休憩室・倉庫等としての利用であった。
- ・整備スペースや油脂庫・塗料庫において特定有害物質を含む油脂類・洗浄液、ガソリン、バッテリーの使用・保管が認められた。
- ・整備スペースで抜き取った廃油は廃油タンクで受け、壁際・架空配管（空気圧送）にて油脂庫・塗料庫内廃油タンクに接続していた。
- ・建屋を除いた敷地はおおむね車路や駐車場、洗車場として利用されていた。

6. 汚染のおそれの区分

対象事業場においては油脂類に由来するほう素、ガソリンに由来するベンゼン、鉛、バッテリーに由来する鉛の使用の履歴が認められた。なお、これらの使用・保管場所は1階部分整備スペースや油脂庫・塗料庫である。

また、板金塗装工場を併設しており、洗浄液に由来するジクロロメタンの使用の履歴が認められた。特定有害物質を含む塗料等の使用は不詳であったが、事業開始年を考慮すると、過去には特定有害物質を含む塗料等（第一種特定有害物質・第二種特定有害物質・第三種特定有害物質のうちPCB）が使用されていた可能性が考えられる。なお、これらの使用・保管場所は1階部分板金塗装スペースや油脂庫・塗料庫である。

よって、対象事業場においては、第一種特定有害物質・第二種特定有害物質・第三種特定有害物質のうちPCBの計22物質について事業由来の土壤汚染のおそれがあると評価する。なお、施設ごとの特定有害物質の使用等の評価については下表のとおりとする。

【施設ごとの特定有害物質の使用等の評価】

施設名称	使用等があると判断した特定有害物質	理由
① 整備スペース、油脂庫・塗料庫、廃油配管	ベンゼン、鉛、ほう素 (汚染のおそれが比較的多い)	整備作業としてほう素を含む油脂類、バッテリー（鉛）、ガソリン（ベンゼン、鉛）の取扱いがあるため。
② 板金・塗装工場、油脂庫・塗料庫	第一種特定有害物質 第二種特定有害物質 PCB (汚染のおそれが比較的多い)	ジクロロメタンを含む洗浄液の取扱いがあるため。また、特定有害物質を含む塗料等が使用されていた可能性が考えられるため。
③ 上記以外の土地	第一種特定有害物質 第二種特定有害物質 PCB (汚染のおそれが少ない)	直接的な特定有害物質の使用・保管はないが、上記の工場等とは独立した土地とはいえないため。

土壌汚染状況調査（試料採取等調査）結果報告書

対象とする土地の土壌汚染状況調査結果（試料採取等調査）は下記の通りでした。

1. 調査概要

1. 1 調査対象地

土壌汚染状況調査（特定有害物質使用状況調査）結果報告書のとおり

1. 2 調査体制

【調査実施機関】

アジア航測株式会社 環境・エネルギー技術部 再生可能エネルギープロジェクト課

土壌汚染対策法指定調査機関 2003-3-2089

調査実施者 [REDACTED]（技術管理者 第 [REDACTED] 号）

〒215-0004 神奈川県川崎市麻生区万福寺1-2-2

TEL 044-967-6260 FAX 044-965-0040

【分析機関】

株式会社ユーベック

土壌汚染対策法指定調査機関 2004-3-2009

計量証明事業登録（濃度） 千葉県 第582号

〒215-0004 千葉県木更津市久津間613

TEL 0438-41-7878 FAX 0438-41-7876

1. 3 調査期間

【現地試料採取】

土壌ガス採取：令和4年9月22日（ラボ分析）

土壌採取：令和4年9月22日

【室内分析期間】

令和4年9月22日 ～ 令和4年10月5日

1. 4 準拠法令等

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」

（平成12年12月22日 条例第215号）

「東京都土壌汚染対策指針」

（平成31年 東京都告示第394号）

「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）」

（令和4年8月 環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室）

2. 調査方法

2. 1 調査対象

土壌汚染状況調査（特定有害物質使用状況調査）結果に基づき、調査を実施（図2-1、2-2参照）。

2. 2 汚染のおそれの生じた場所の位置

土壌汚染状況調査（特定有害物質使用状況調査）結果に基づき、汚染のおそれが生じた場所の位置は地表とした。

2. 3 調査区分図及び調査地点図

調査対象地の最北端に起点を設け、起点を通る東西南北の線により単位（10m）区画及び30m格子を設定した。また、単位区画の数が最少となるよう起点を支点として右回りに51°43'47"回転させた。さらに、全部対象区分地を含む単位区画（全部対象区画）、一部対象区分地を含む単位区画（一部対象区画）に区分し、調査区画を設定した。

調査地点は単位区画の中央を基本としたが、単位区画内に汚染のおそれが高いと認められる箇所がある場合は当該範囲に調査地点を設定した。

調査地点位置図を図2-1、2-2、単位区画の情報を表2-1に示す。

表2-1 試料採取区画の情報

単位区画	区画面積 (m ²)	調査地点の設定根拠
A1-9	94.6	汚染のおそれが最も高いと考えられる油脂庫内に設定
A2-3	100.3	汚染のおそれが最も高いと考えられる廃油配管下に設定
B1-1	108.1	汚染のおそれが最も高いと考えられる塗装工場内に設定
B1-2	118.8	機械式駐車場設備を避けて設定
B1-4	100.0	汚染のおそれが最も高いと考えられる板金工場内に設定
B1-5	100.0	単位区画の中心付近に設定
B1-7	100.0	汚染のおそれが最も高いと考えられる油脂庫内に設定
B1-8	100.0	汚染のおそれが最も高いと考えられる整備スペース内に設定
B1-9	61.5	洗車設備を避けて設定
B2-1	100.0	単位区画の中心付近に設定
B2-2	100.0	汚染のおそれが最も高いと考えられる整備スペース内に設定
B2-3	82.7	単位区画の重心付近に設定
B2-4	85.7	汚染のおそれが最も高いと考えられる整備スペース内に設定
B2-5	88.0	汚染のおそれが最も高いと考えられる整備スペース内に設定

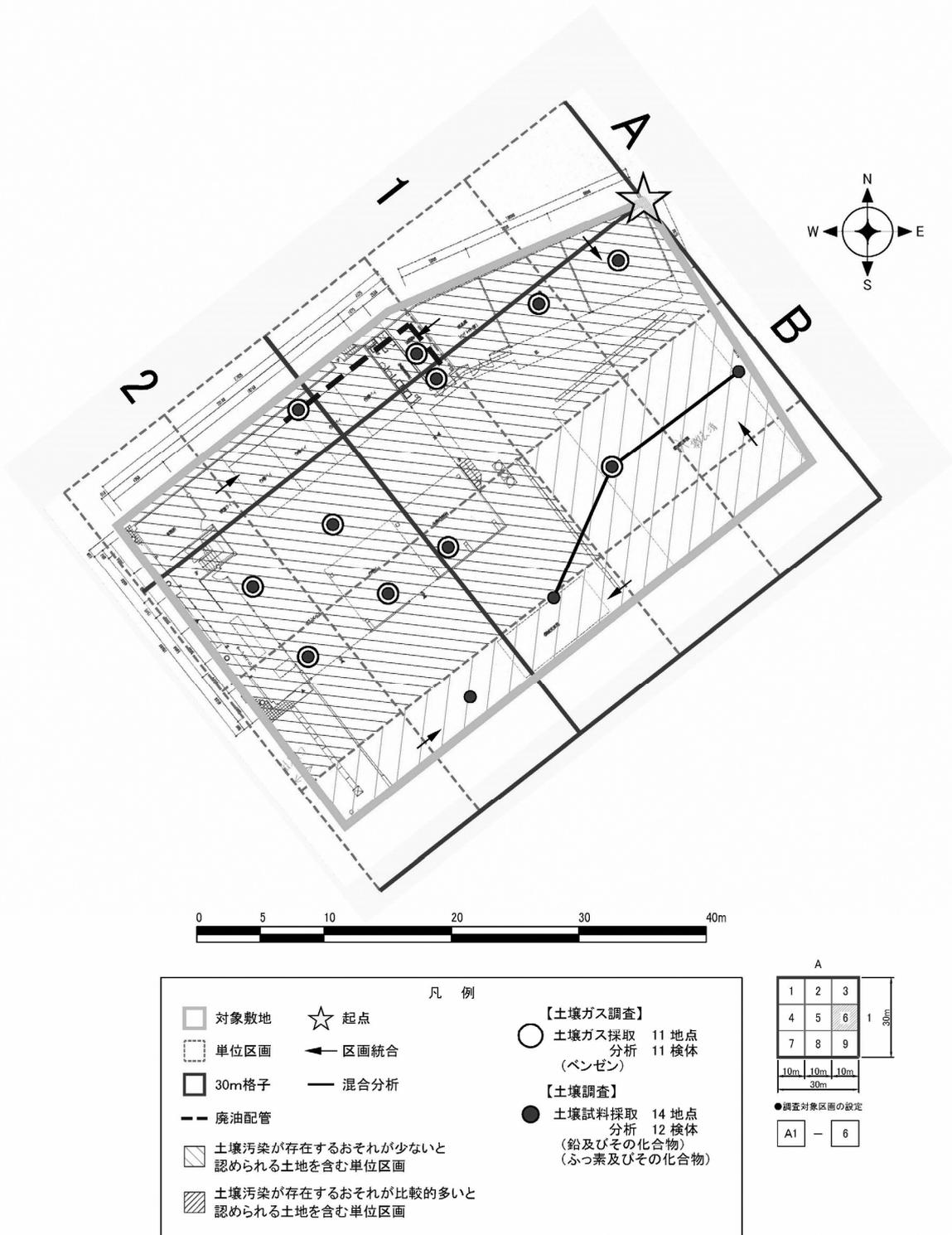


図 2-1 ベンゼン、鉛、ほう素の調査地点図
(汚染のおそれが生じた場所の位置：地表)

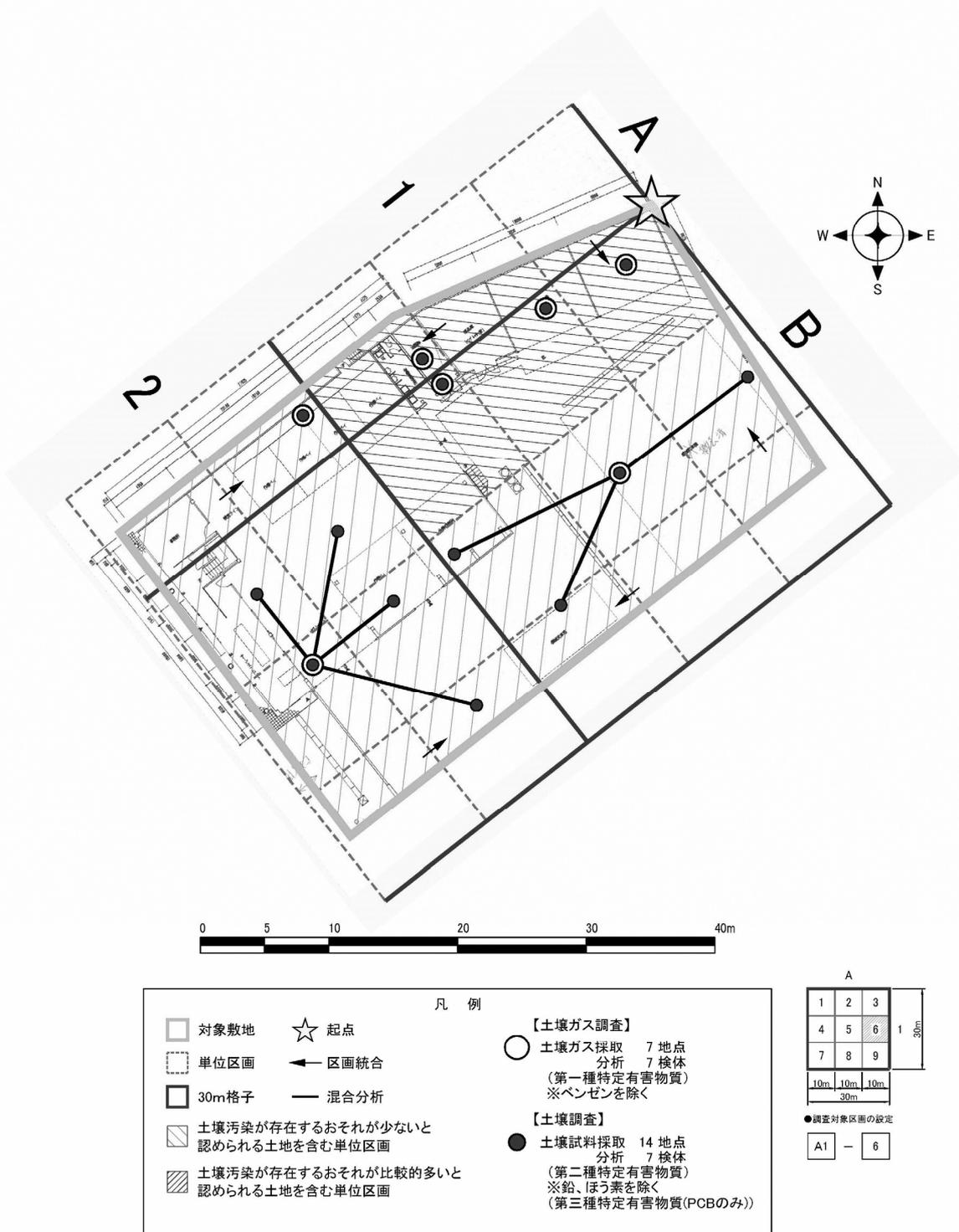


図 2-2 ベンゼン、鉛、ほう素を除く第一種・第二種特定有害物質及びポリ塩化ビフェニルの調査地点図 (汚染のおそれが生じた場所の位置：地表)

3. 調査結果

3. 1 第一種特定有害物質

第一種特定有害物質の土壌ガス調査結果を表3-1に示す。

表3-1 第一種特定有害物質の土壌ガス調査結果

(単位: volppm)

分析項目 試料名	クロロ エチレン	四塩化 炭素	1,2-ジクロロ エタン	1,1-ジクロロ エチレン	1,2-ジクロロ エチレン	1,3-ジクロロ プロペン	ジクロロメタン	トリクロロ エチレン	1,1,1-トリク ロロエタン	1,1,2-トリク ロロエタン	トリクロロ エチレン	ベンゼン
A1-9	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
A2-3	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
B1-1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
B1-4	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
B1-5	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
B1-7	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
B1-8	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	不検出
B2-1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	不検出
B2-2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	不検出
B2-4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	不検出
B2-5	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
定量下限値	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.05

注1) 測定の方法は平成15年環境省告示16号に定められる方法の内、ポータブルGC-PIDおよびGC-DELCD法により実施。

注2) 不検出は定量下限値未満(0.1volppm未満、ベンゼンのみ0.05volppm未満)を示す。

3. 2 第二種・第三種特定有害物質

第二種・第三種特定有害物質の土壤溶出量調査結果を表3-2、第二種特定有害物質の土壤含有量調査結果を表3-3に示す。

表3-2 第二種・第三種特定有害物質の土壤溶出量調査結果

(単位:mg/L)

分析項目 試料名	第二種									第三種
	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル
A1-9	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.16	0.01	不検出
A2-3	/	/	/	/	/	不検出	/	/	0.04	/
B1-1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.24	0.03	不検出
B1-4	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.34	0.02	不検出
B1-7	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.24	0.01	不検出
B1-8	/	/	/	/	/	不検出	/	/	0.04	/
B2-1	/	/	/	/	/	不検出	/	/	0.03	/
B2-2	/	/	/	/	/	不検出	/	/	0.04	/
B2-4	/	/	/	/	/	不検出	/	/	0.02	/
B2-5	/	/	/	/	/	不検出	/	/	0.04	/
A2(3)	不検出	0.60	不検出	不検出	不検出	/	不検出	0.30	/	不検出
B1(2,5,8,9)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	/	不検出	0.20	/	不検出
B1(2,5,9)	/	/	/	/	/	不検出	/	/	0.02	/
B2(1,2,3,4,5)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	/	不検出	0.23	/	不検出
B2(3)	/	/	/	/	/	不検出	/	/	0.02	/
土壤溶出量基準	0.003	0.05	検出されないこと	0.0005	0.01	0.01	0.01	0.8	1	検出されないこと
定量下限値	0.0003	0.005	0.1	0.0003	0.001	0.001	0.001	0.08	0.01	0.0005

注1) 表中の不検出は定量下限値未満を示す。

注2) 土壤溶出量基準の「検出されないこと」は定量下限値を下回ることである。

0.60 : 基準に不適合

表 3 - 3 第二種特定有害物質の土壤含有量調査結果

(単位:mg/kg)

分析項目 試料名	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物
A1-9	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	17	不検出	120	不検出
A2-3	/	/	/	/	/	39	/	/	不検出
B1-1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	41	不検出	79	不検出
B1-4	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	19	不検出	82	不検出
B1-7	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	23	不検出	110	不検出
B1-8	/	/	/	/	/	23	/	/	不検出
B2-1	/	/	/	/	/	35	/	/	不検出
B2-2	/	/	/	/	/	不検出	/	/	不検出
B2-4	/	/	/	/	/	25	/	/	不検出
B2-5	/	/	/	/	/	24	/	/	不検出
A2(3)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	/	不検出	90	/
B1(2,5,8,9)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	/	不検出	83	/
B1(2,5,9)	/	/	/	/	/	27	/	/	不検出
B2(1,2,3,4,5)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	/	不検出	98	/
B2(3)	/	/	/	/	/	22	/	/	不検出
土壤含有量基準	45	250	50	15	150	150	150	4000	4000
定量下限値	4.5	25	5	1.5	15	15	15	50	50

注 1) 表中の不検出は定量下限値未満を示す。

土壤汚染詳細調査結果報告書

対象とする土地の土壤汚染詳細調査結果は下記の通りでした。

1. 調査概要

1. 1 調査対象地

土壤汚染状況調査（試料採取等調査）結果報告書のとおり

1. 2 調査体制

【調査実施機関】

アジア航測株式会社 環境・エネルギー技術部 再生可能エネルギープロジェクト課

土壤汚染対策法指定調査機関 2003-3-2089

調査実施者 [REDACTED] (技術管理者 第 [REDACTED] 号)

〒215-0004 神奈川県川崎市麻生区万福寺1-2-2

TEL 044-967-6260 FAX 044-965-0040

【分析機関】

株式会社ユーベック

土壤汚染対策法指定調査機関 2004-3-2009

計量証明事業登録（濃度） 千葉県 第582号

〒215-0004 千葉県木更津市久津間613

TEL 0438-41-7878 FAX 0438-41-7876

1. 3 調査期間

【現地試料採取】

土壤・地下水採取：令和4年11月14日

【室内分析期間】

令和4年11月17日 ～ 令和4年12月1日

1. 4 準拠法令等

土壤汚染状況調査（試料採取等調査）結果報告書のとおり

2. 調査方法

2. 1 調査対象

土壌汚染状況調査（試料採取等調査）結果に基づき、深度方向調査及び地下水調査（代表地点）を実施（図3-1参照）。

2. 2 調査地点図

調査地点は土壌汚染状況調査（試料採取等調査）において基準不適合が確認された単位区画（A2-3）の調査地点近傍とした。

3. 調査結果（土壌・地下水汚染の状況）

3. 1 土壌汚染の状況

土壌溶出量基準不適合区画（A2-3）を対象とした深度方向調査の結果、調査対象物質（六価クロム化合物）の基準不適合深さは0.6mとなった。なお、第二溶出量基準（六価クロム化合物：1.5mg/L以下）を超える濃度は認められなかった。

3. 2 地下水汚染の状況

土壌溶出量基準不適合区画（A2-3）を対象とした地下水調査（代表地点）の結果、調査対象物質（六価クロム化合物）は地下水基準に適合していた。

調査対象地における土壌・地下水汚染状況平面図を図3-1に示す。

概ねの地下水流向

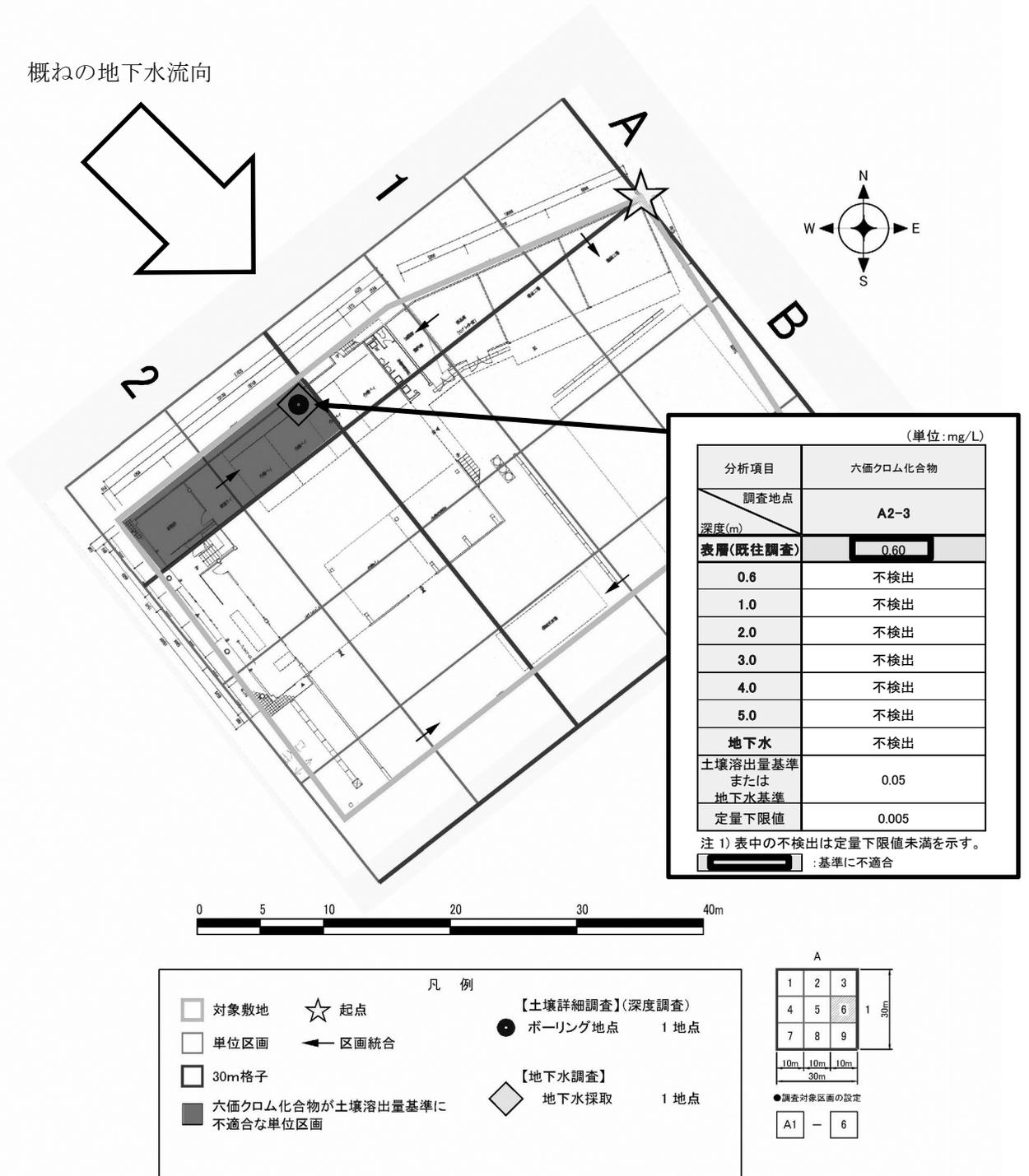
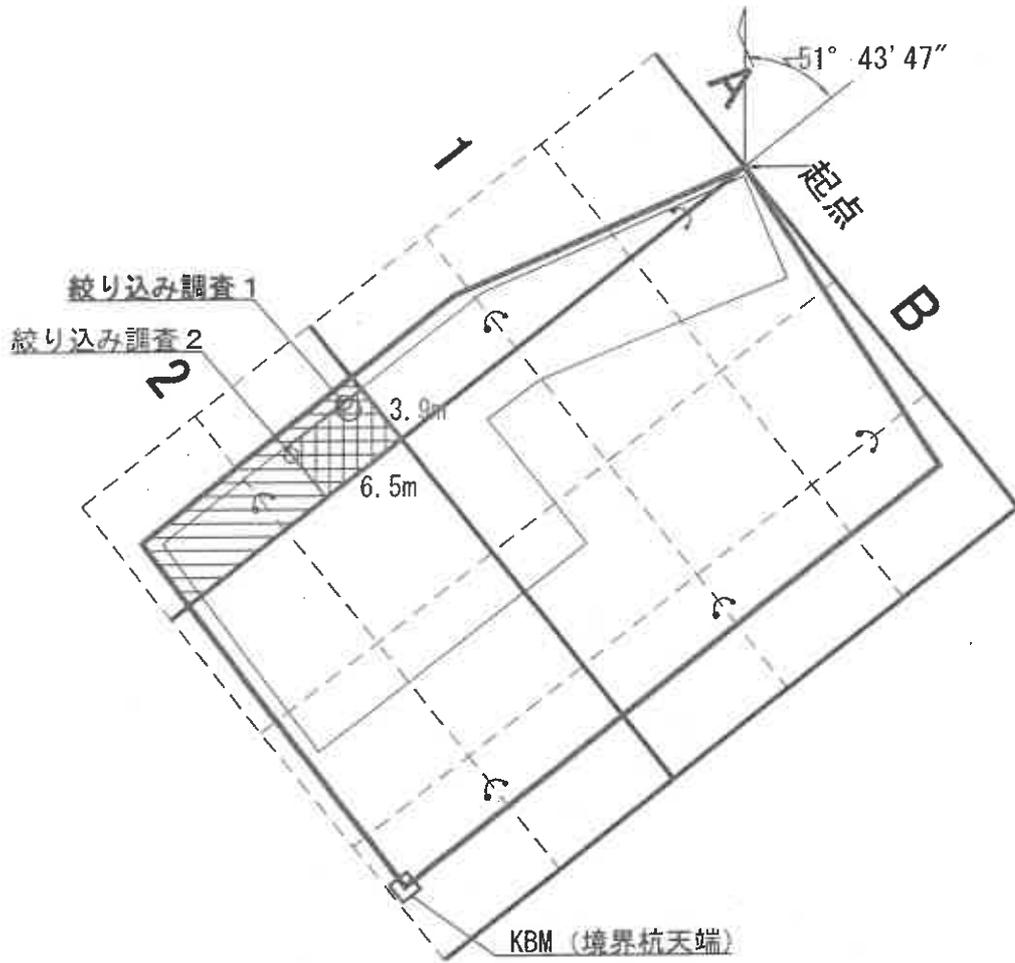


図3-1 土壌・地下水汚染状況平面図



A2-3				
深度 GL-(m)	標高 KBM(m)	六価クロム(溶出) mg/L		
		土壌汚染 状況調査、 詳細調査	絞り込み 調査1	絞り込み 調査2
表層※	-0.16~ -0.66	0.60	不検出	不検出
0.6	-0.76	不検出	-	-
1.0	-1.16	不検出	不検出	不検出
1.6	-1.76	-	不検出	不検出
2.0	-2.16	不検出	-	-
3.0	-3.16	不検出	-	-
4.0	-4.16	不検出	-	-
5.0	-5.16	不検出	-	-
地下水	-	不検出	-	-
基準値	-	0.05以下		

掘削除去範囲

単位区画の枝番号規則

1	2	3
4	5	6
7	8	9

凡	例
	敷地境界
	既存建屋
	30m格子
	10m格子
	区画統合
	要対策区域
	掘削範囲
	土壌汚染状況調査、詳細調査地点
	絞り込み調査地点

※は概況調査時の、表層～表層下0.5mの分析結果を示す。

TITLE 汚染の状態を明らかにした図面

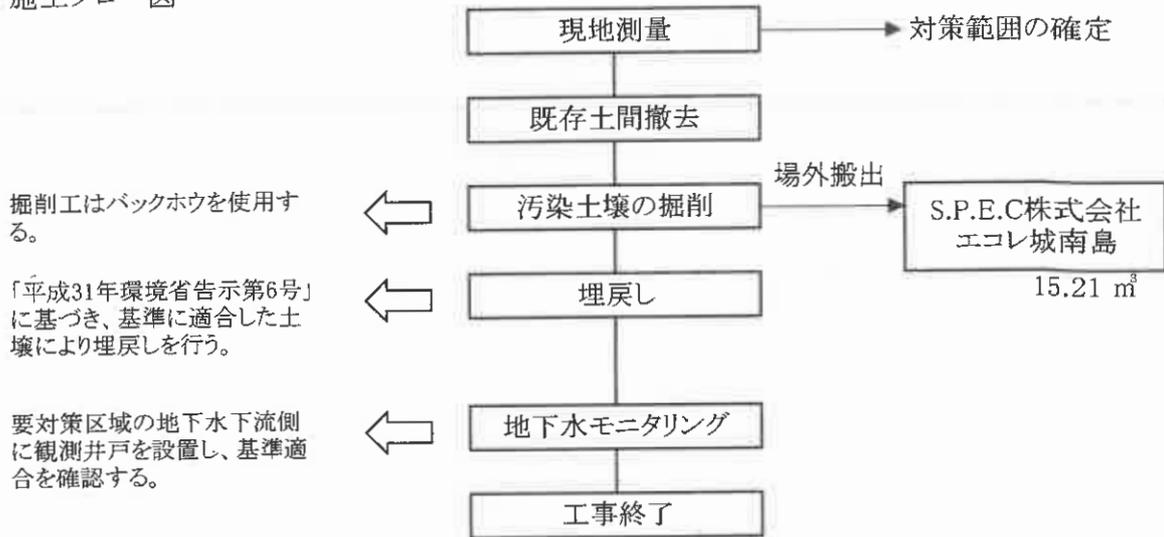
SCALE 1/500

汚染拡散防止対策施工計画

ア. 計画の概要

対策範囲	対策面積 25.35 m ² ※汚染の平面範囲を絞り込むための調査を実施済みである。(詳細は別紙1-1)
汚染土量	掘削土量 15.21 m ³
対策方法	汚染土壌の掘削除去及び購入土による埋戻し
完了確認	測量及び写真撮影による出来形確認、地下水モニタリングによる基準適合確認
汚染土搬出先	東京都大田区城南島三丁目2番8号 S.P.E.C株式会社 エコレ城南島 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) 浄化等処理施設(不溶化) 分別等処理施設(異物除去及び含水率調整)
工事工期	2023年4月10日 から 2023年5月31日 まで

イ. 施工フロー図



ウ. 施工業者

汚染土壌処理工事施工者

エコアティア株式会社

東京都江戸川区西小岩1-20-8 丸昌西ビル3C

連絡先 : 03-6806-9080

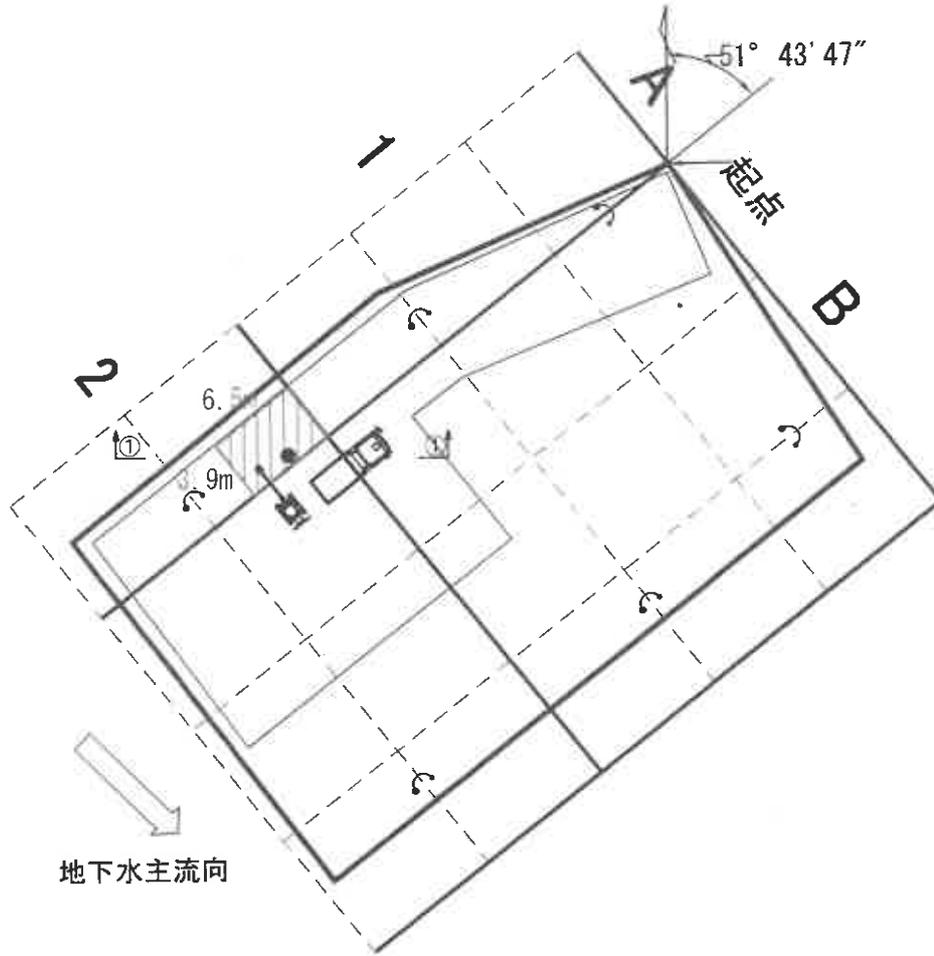
エ. 掘削土量集計表

単位区画	汚染状態	汚染深度 (m)	区画面積 (m ²)	掘削面積 (m ²)	掘削深度 (m)	地下構造物の体積 (m ³)	搬出土量 (m ³)
A2-3	六価クロム (溶出)	0.5	100.28	25.35	0.60	0.00	15.21
合計			100.28	25.35		0.00	15.21

※区画面積はCAD上の数値を使用している。

※端数処理は、四捨五入としている。

掘削作業平面図 S=1/500



①-①掘削作業断面図 S=1/200



単位区画の枝番号規則

1	2	3
4	5	6
7	8	9

地下水位GL-5.65m (A2-3区画)
 ※ボーリング柱状図のデータより
 ※掘削範囲は地下水位よりも上方である。

凡 例	
	敷地境界
	既存建屋
	30m格子
	10m格子
	区画統合
	掘削範囲
	地下水モニタリング位置

TITLE 措置の施工方法を明らかにした平面図及び断面図

SCALE

1. 全般的事項

① 周辺住民への周知

工事期間中はお知らせの掲示板を設置して工事内容の説明を掲示し、問い合わせなどに対応できるようにする。お知らせ掲示板のイメージ図は別紙 4-3 に示す。

② 関係者への周知と点検

行為責任者は工事内容(対象地における有害物質の人体への影響を含む)、安全衛生項目及び周辺環境保全項目を工事関係者へ周知徹底させるとともに、その実施状況を日常的に点検する。

③ 対象地への立ち入り制限

指定区域内への立ち入りは関係者のみとする。なお、現存する建屋内での作業とすることで工事関係者以外の立ち入りを制限する。

④ 汚染の拡散防止

作業中の重機の作業足場、運搬車両の通路は既存土間を利用し、汚染土壌に触れないようにする。

強風などで汚染物質の飛散のおそれがあるときは作業を中止する。

2. 大気・粉塵

工事に発生する粉塵の周辺への拡散を防止するために、下記を実行する。

① 現存する建屋内での作業

現存する建屋内での作業とすることで屋外への粉塵の飛散を防止する。

② 散水・シート養生

土壌表面に適宜散水し、土壌の湿潤状態を確保する。または、シートで覆うことで汚染土壌の粉塵を抑制する。

掘削除去する汚染土壌は搬出用ダンプトラックに直接積込み、搬出する。

3. 騒音・振動

① 施行機械

低騒音・低振動型の施工機械を用いる。

② 施行方法の検討

低騒音・低振動型の施工機械を用いる。

③ 作業時間

作業は月曜日から金曜日とし、土日祝日作業は原則として実施しない。また、騒音、振動の比較的大きな作業時間は原則として8:00～17:00とする。

4. 湧水、雨水

汚染土壌に接触した湧水・雨水があった場合は、ノッチタンクにポンプで送水し、一旦貯留する。その後、東京都下水道排除基準適合を確認した後、関係機関と協議の上、公共下水道へ放流する。

5. 掘削除去の完了の確認

・完了時の確認事項

掘削出来形(平面寸法、深さ寸法)、汚染土壌の運搬・処理、地下水モニタリング結果

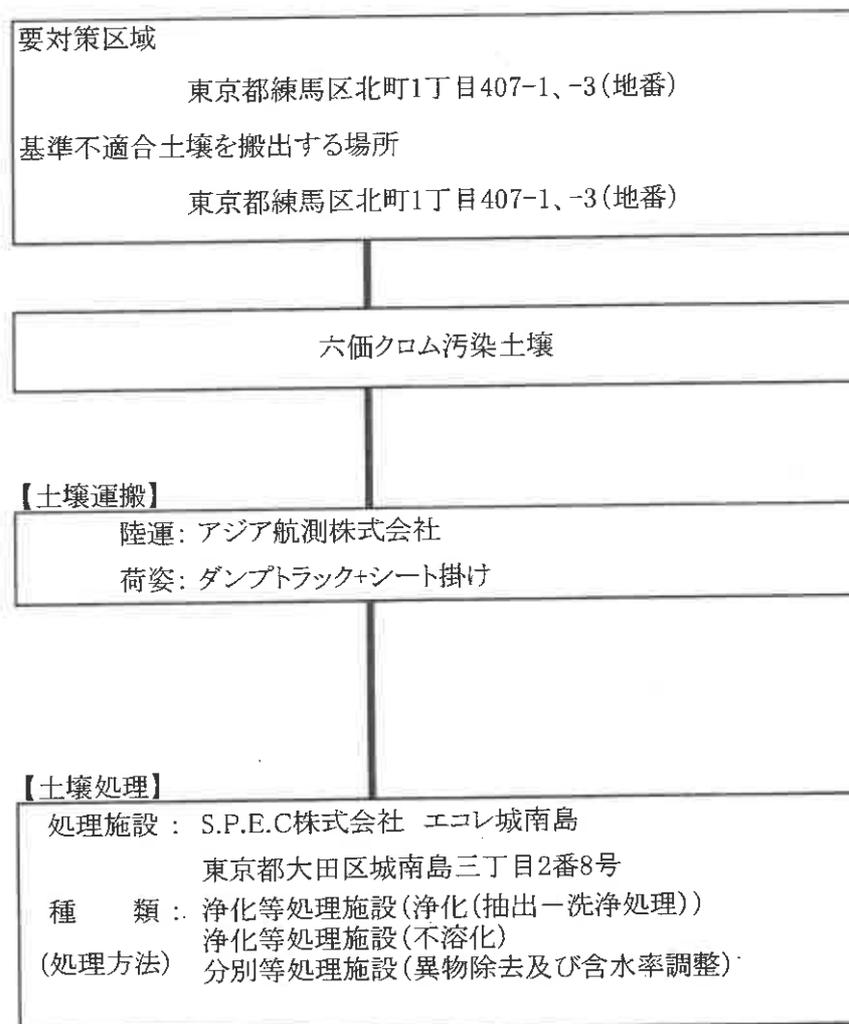
・観測井の設置場所

別紙 3-1 のとおり

・埋戻し土壌の品質管理

埋戻しは場外の購入土を平成 31 年環境省告示第6号に基づき分析し、基準に適合した土壌を使用して行なう。

1. 運搬フロー図



2. 運搬体制

運搬受託者: アジア航測株式会社

3. 運搬等の方法

(1) 運搬に伴う有害物質等の飛散等及び地下浸透を防止するための措置

(規則第65条第1号イ)

- ・ 運搬車両の通路は既存土間を利用し、タイヤへの汚染土壌の付着を防止する。なお、汚染
- ・ 土壌が付着した場合は、区域内にて払い落としを行う。
- ・ 自動車への積込み作業中、飛散のおそれがある場合は、散水を行う。
- ・ 汚染土壌の積込み後、荷台にシート掛けを行う。
- ・ 強風などで、飛散のおそれが強くなる場合は現場での積込み作業を中止する。

(2) 運搬に伴う悪臭、騒音及び振動による生活環境保全場への支障を防ぐ措置

(規則第65条第1号ロ)

- ・ 積込みには、低騒音型かつ低振動型の建設機械を使用する。
- ・ 積込み時に悪臭がないことを確認する。なお、悪臭が確認された場合は、汚染土壌をフレキシブルコンテナバック(内袋有り)に入れ運搬する。
- ・ 使用する運搬車両の最大積載重量及び法定速度を順守する。
- ・ 狭小通路を避けた運搬経路を選択する。
- ・ 空ふかしの禁止、アイドリングストップを励行する。

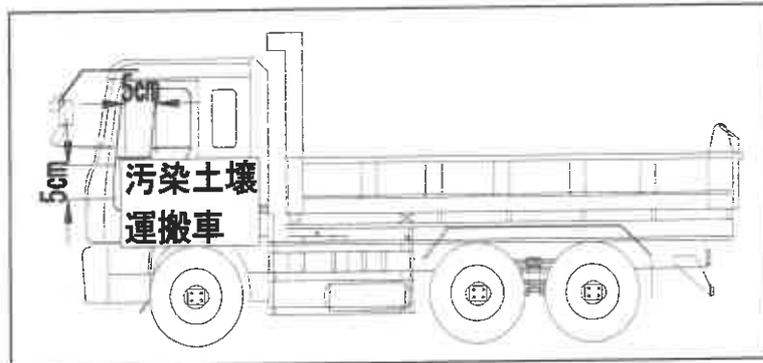
(3) 緊急時の対応 (規則第65条第2号)

- ・ 事故等を未然に防ぐための注意事項等について、事前に作業員等への教育を行う。
- ・ 緊急連絡体制、緊急時の対応マニュアルを整備し、運搬車両に備える。

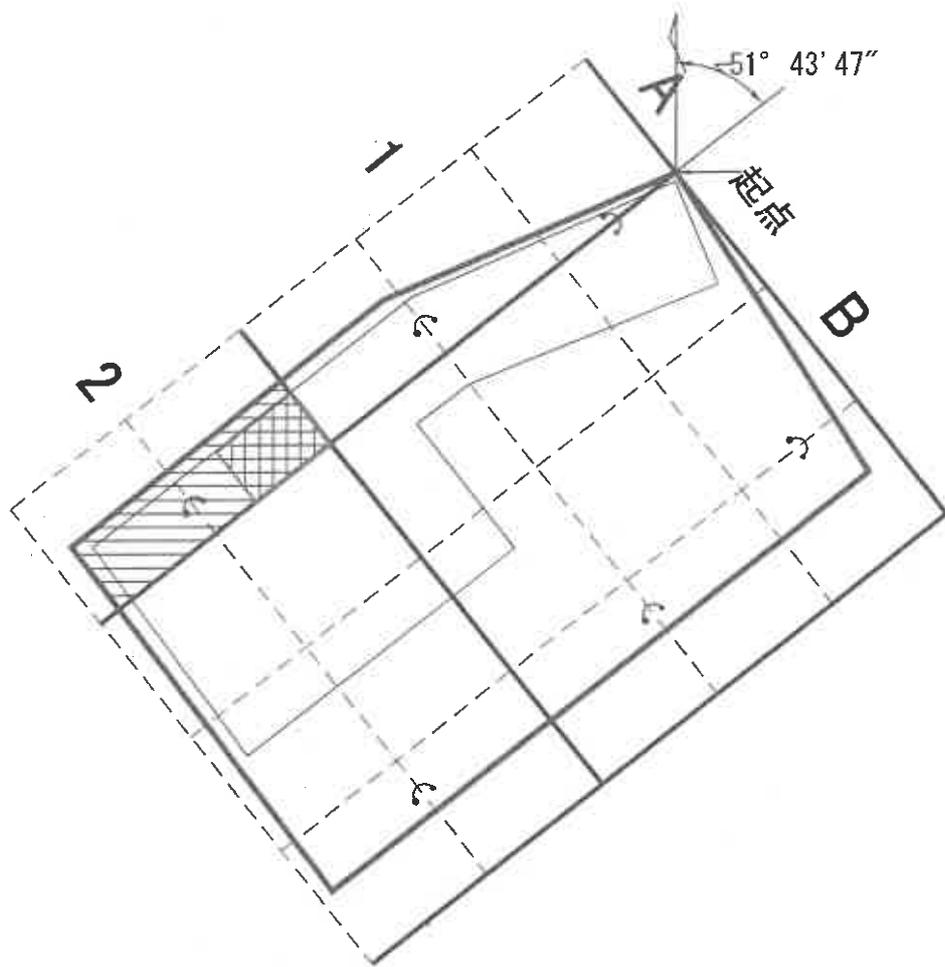
(4) 自動車等の運搬容器の構造 (規則第65条第3号)

- ・ 運搬は、荷台全面にシート掛けをしたダンプトラック、自動開閉蓋のあるダンプトラック、蓋締めのできるタンク車のいずれかを使用する。

- (5) 運搬に供する自動車等への表示等（規則第65条第4号）
- ・使用する自動車の外側の両面に、縦横5cm以上の大きさの文字を用いて「汚染土壌運搬車」との表示を行う。
 - ・汚染土壌を運搬中の自動車には、運搬中の汚染土壌の管理票を備え付ける。



- (6) 運搬の過程における汚染土壌とその他のものとの混合（規則第65条第5号イ）
- ・運搬の過程において、汚染土壌とその他の物との混合は行わない。
- (7) 運搬の過程における汚染土壌からのコンクリートくず等の分別（規則第65条第5号ロ）
- ・運搬の過程において、分別行為は行わない。
- (8) 異なる要対策区域等から搬出された汚染土壌との区別（規則第65条第5号ハ）
- ・異なる要対策区域等から搬出された汚染土壌との混載は行わない。
- (9) 汚染土壌の荷卸し（規則第65条第10号）
- ・汚染土壌の荷卸しは届出書に記載された場所以外では行わない。
- (10) 汚染土壌の引渡し（規則第65条第11号）
- ・汚染土壌の引渡しは、届出書に記載された場所以外では行わない。
- (11) 汚染土壌の運搬の期限（規則第65条第12号）
- ・汚染土壌の運搬は、搬出の日から30日以内に終了する。
搬出完了予定日：2023年5月31日
運搬完了予定日：2023年5月31日
- (12) 汚染土壌の管理表の交付又は回付（規則第65条第13号、第14号）
- ・汚染土壌運搬契約において、管理表の交付又は回付を受けた者は、記載事項を確認とともに、自動車登録番号、運搬担当者の氏名及び汚染土壌を引き渡した年月日を記載して、汚染土壌の引渡しの相手方に回付することを規定した。
- (13) 運搬の委託（規則第65条第15号）
- ・汚染土壌の運搬を他人に委託は行わない。



A2-3				
深度 GL-(m)	標高 KBM (m)	六価クロム(溶出) mg/L		
		土壤汚染 状況調査、 詳細調査	絞り込み 調査1	絞り込み 調査2
表層※	-0.16~ -0.66	0.60	不検出	不検出
0.6	-0.76	不検出	不検出	不検出
1.0	-1.16	不検出	不検出	不検出
1.6	-1.76	-	不検出	不検出
2.0	-2.16	不検出	-	-
3.0	-3.16	不検出	-	-
4.0	-4.16	不検出	-	-
5.0	-5.16	不検出	-	-
地下水	-	不検出	-	-
基準値	-	0.05以下		

掘削除去範囲

単位区画の枝番号規則

1	2	3
4	5	6
7	8	9

凡	例
	敷地境界
	既存建屋
	30m格子
	10m格子
	区画統合
	要対策区域
	掘削範囲

※は概況調査時の、表層～表層下0.5mの分析結果を示す。

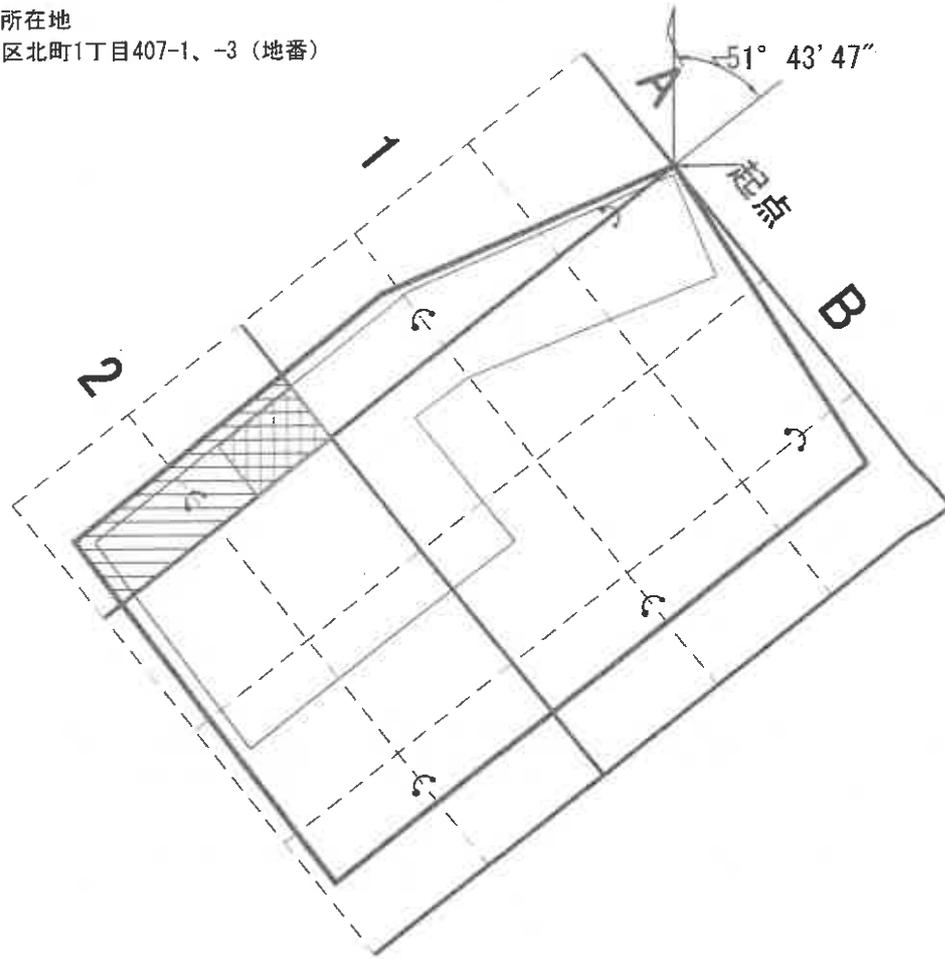
TITLE 措置完了後の状況を明らかにした図面

SCALE 1/500

汚染の除去等の措置計画と実施の相違点一覧

	計画内容	実施内容	変更の有無	変更理由
対策範囲	対策面積 25.35 m ²	対策面積 25.35 m ²	無	
汚染土量	掘削土量 15.21 m ³	掘削土量 11.29 m ³	有	既存建造物の存在による控除が発生した為。
対策方法	全量掘削除去 (購入土により埋め戻し)	全量掘削除去 (購入土により埋め戻し)	無	
完了確認	掘削出来形 管理票	掘削出来形 管理票	無	
汚染土 搬出先	東京都大田区城南島三丁目2番8号 S.P.E.C株式会社 エコレ城南島	東京都大田区城南島三丁目2番8号 S.P.E.C株式会社 エコレ城南島	無	
工事工期	2023年4月10日 から 2023年5月31日	2023年4月19日 から 2023年5月10日	有	始期:段取りの為、着工遅延 終期:工程が順調に進捗した為。
環境保全対策	・建屋内作業による飛散防止 ・タイヤ等の清掃 ・運搬車両の荷台シート養生 ・低騒音・低振動施工機械の使用 ・湧水・雨水の処理	・建屋内作業による飛散防止 ・タイヤ等の清掃 ・運搬車両の荷台シート養生 ・低騒音・低振動施工機械の使用 ・湧水・雨水の発生なし	有	湧水・雨水の発生がなかった為。

要対策区域の所在地
東京都練馬区北町1丁目407-1、-3 (地番)



A2-3				
深度 GL-(m)	標高 KBM (m)	六価クロム(溶出) mg/L		
		土壤汚染 状況調査 詳細調査	絞り込み 調査1	絞り込み 調査2
表層※	-0.16~ -0.66	0.60	不検出	不検出
0.6	-0.76	不検出	-	-
1.0	-1.16	不検出	不検出	不検出
1.6	-1.76	-	不検出	不検出
2.0	-2.16	不検出	-	-
3.0	-3.16	不検出	-	-
4.0	-4.16	不検出	-	-
5.0	-5.16	不検出	-	-
地下水	-	不検出	-	-
基準値	-	0.05以下		

掘削除去範囲

単位区画の枝番号規則

1	2	3
4	5	6
7	8	9

凡	例
	敷地境界
	既存建屋
	30m格子
	10m格子
	区画統合
	要対策区域
	掘削範囲

※は概況調査時の、表層～表層下0.5mの分析結果を示す。

TITLE 措置の終了後における要対策区域の状況を明らかにした図面

SCALE 1/500